

第五十五号

徳島県高等学校修学等支援基金条例の一部改正について

徳島県高等学校修学等支援基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県高等学校修学等支援基金条例の一部を改正する条例

徳島県高等学校修学等支援基金条例（平成二十一年徳島県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

経済的理由により修学が困難な高等学校等の生徒等の教育の確保に資する事業を引き続き計画的に推進するため、徳島県高等学校修学等支援基金の設置の期間を延長する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。